

京都市建設局ウィークリースタンス実施要領

1 目的

ウィークリースタンスは、建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的・効率的に工事及び業務を履行することで、より一層の品質向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の確保、育成を図ることを目的とする。

2 対象

建設局が発注する全ての工事及び業務委託（測量業務、地質・土質調査業務及び土木設計業務等をいう。以下同じ。）を対象とする。ただし、災害対応等の緊急対応が必要なものを除く。

3 実施内容

以下の項目について取り組むこととし、受発注者で共有する。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事又は業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

4 進め方

- (1) 発注者は、別紙のとおり特記仕様書にウィークリースタンスの対象であることを明記する。
- (2) 契約後の初回打合せ時に受発注者で上記「3 実施内容」を共有する。

5 成績評価

成績評価での評価は行わない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

【特記仕様書記載例】

(ウィークリースタンスの実施)

第〇条 本工事（又は業務委託）は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事（又は業務委託）の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。